3　［略］

一	名称
二	所在地
三～八	［略］
九	法人番号

4　［略］

一	［略］
二	所在地
三～五	［略］
六	法人番号

5　［略］

一	［略］
二	所在地
三～五	［略］
六	法人番号

（報告義務）

第七条　第四条第二項から第四項までに規定する事業所（以下「調査事業所」という。）の管理責任者（ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所のうち経済産業大臣が指定するものにあつては、一括調査企業を代表する者）及び同条第五項から第八項までに規定する企業を代表する者（以下「報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法）

第八条　調査は、経済産業大臣がその報告義務者に配布する調査票によつて行う。

［削る］

［削る］

2　報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、経済産業大臣にその旨を申し出て調査票の配布を受けなければならない。

3　［略］

一	事業所名
二	事業所所在地
三～八	［略］
［新設］	

4　［略］

一	［略］
［新設］	
二～四	［略］
［新設］	

5　［略］

一	［略］
［新設］	
二～四	［略］
［新設］	

（報告義務）

第七条　第四条第二項から第四項までに規定する事業所（以下「調査事業所」という。）の管理責任者及び同条第五項から第八項までに規定する企業を代表する者（以下「報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所のうち経済産業大臣が指定するものにあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

（調査の方法）

第八条　甲調査及び乙調査は、報告義務者の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）がその報告義務者に配布する調査票によつて行う。

2　丙調査、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査は、経済産業大臣がその報告義務者に配布する調査票によつて行う。

3　一括調査企業の報告義務者にあつては、経済産業大臣が配布する調査票によつて行う。

4　報告義務者及び一括調査企業の報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、調査票配布者にその旨を申し出て調査票の配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第九条　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、一部を調査期日の属する月の翌月十五日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

［削る］

［削る］

（電子情報処理組織による提出）

第十条　第九条の規定にかかわらず、報告義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により調査票を提出することができる。

2　前項の方法により調査票を提出する報告義務者は、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

（調査票の提出）

第九条　甲調査及び乙調査の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、二部を調査期日の属する月の翌月十日までに都道府県知事に提出しなければならない。

2　丙調査、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査の報告義務者並びに一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、一部を調査期日の属する月の翌月十五日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条　都道府県知事は、受理した調査票を整理した上、審査し、一部を保存し、一部を調査期日の属する月の翌月十五日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による提出）

第十条の二　第九条第一項の規定による甲調査及び乙調査に係る調査票の提出並びに同条第二項の規定による丙調査、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査に係る調査票の提出並びに同項の規定により一括調査企業の報告義務者が行う調査票の提出（甲調査、乙調査及び丙調査に係るものに限る。）は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、提出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

2　前項の規定により提出する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）への記録がされた時に調査票が第九条第一項に規定する都道府県知事又は同条第二項に規定する経済産業大臣に到達したものとみなす。